

令和2年5月15日

事業主
保険推進委員 様
事務担当者

大阪府建築健康保険組合
大阪府建築企業年金基金

新型コロナウイルス感染症流行に伴う
緊急事態宣言の延長に伴う対応について

平素は当健康保険組合並びに企業年金基金の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、緊急事態宣言が延長されましたことに伴いまして、当健康保険組合、企業年金基金につきましては、引き続き下記のとおり対応をさせていただきますことといたしましたのでお知らせいたします。

記

緊急事態宣言の解除の日までの対応としまして、

1. 健康保険組合・企業年金基金事務局は、通常どおり午前9時から午後5時まで業務をおこないます。ただし、職員の交代制による在宅勤務を実施しているため、各種届出の処理に時間を要する場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
2. 当組合健康管理センターの健診業務は、全て中止しています。
緊急事態宣言の解除後に改めて日程調整させていただきますのでご協力をお願いいたします。
当組合契約健診機関で健診等を受診予定の方は、実施の可否等を各健診機関にお問合せください。
3. 保険料納付や各種届出等につきましては、通常処理をおこなっているところですが、事業所様において在宅勤務等に実施により各事務に支障を来たす等の場合は、当健康保険組合・企業年金基金までご相談ください。
4. その他
緊急事態宣言解除後の業務体制、健診業務等につきましては、当健康保険組合のホームページ等でお知らせさせていただきます。